

身体拘束適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

○身体拘束は、ご利用者様の自由を制限するものであり、ご利用者様の尊厳ある生活を阻むものです。ご利用者様お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

○身体拘束に該当する具体的な行為

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束を適正化する事を目的として、虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。年1～2回を基本とし、必要な都度委員長が招集します。なお、本委員会の委員長は居宅介護支援事業所・多機能（就労継続支援B型・生活訓練）・計画相談支援事業所の管理者から定めることとします。

○委員は居宅介護支援事業所・多機能（就労継続支援B型・生活訓練）・計画相談支援事業所から各1名、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とします。

○委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ① 指針の整備に関する事
- ② 職員研修を整備する事
- ③ 職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ④ 身体拘束廃止に向けての現状の把握及び改善についての検討
- ⑤ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続、実施した場合の解除の検討

3 身体拘束等の適正化のための研修

○全職員への研修を年1～2回、及び職員採用時に実施します。

○研修の実施内容については、研修資料、実施要項、出席者等の記録をし、紙面により保存します。

4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法

身体拘束等の事案について、そのすべての事案を身体拘束適正化委員会に報告するものとする。この際、定期開催を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に委員会を招集します。

5 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

身体拘束は行わない事が原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとします。

○3 要件を確認する。

①切迫性

ご利用者様本人または他のご利用者様等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度までご利用者様本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、ご利用者様本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要があります。

また、拘束の方法についても、ご利用者様本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

○3つの要件を満たす場合にも、以下の点について留意する。

①組織による決定と個別支援計画への記載

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、虐待防止身体拘束適正化委員会において協議を行い、組織として慎重に検討・決定する。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

②本人・家族への十分な説明

施設長又はそれに準ずる者が身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を個別に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

③必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

6 ご利用者様等に対する当該指針の閲覧

○ご利用者様等は、いつでも本指針を閲覧する事ができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状況とします。

7 その他、身体拘束等適正化の推進のために必要な基本方針

○身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体的拘束を無くしていくよう取り組みます。

- ①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ②事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ③先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ④本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はな
いか。

付則

本指針は令和4年（2022年）年4月1日より施行する。

令和5年6月1日改訂 対象事業所を多機能（就労継続支援B型・生活訓練）・計画相談支援事業所・
居宅介護支援事業所に拡大したことによる改訂